

紀美野町議会公式フェイスブック運用指針

令和5年3月8日
紀美野町議会

1 目的

紀美野町議会に関する情報を発信する手段として、拡散性、即時性に富んだフェイスブックを活用することにより、広報機能の充実を図るとともに、議会に対する町民の関心を高めることを目的とする。

2 紀美野町議会公式フェイスブックページ

ページ名：紀美野町議会

URL：<https://www.facebook.com/kiminotown.gikai>

3 管理者

管理者は、「議会広報特別委員会委員長」とする。

4 投稿者

投稿者は、「議会広報特別委員会委員」とする。

5 利用者

利用者は、「紀美野町議会フェイスブックページに対し、閲覧、コメントなどを行う者」とする。

6 発信内容

発信する内容は、次の事項とする。ただし、個人の見解や意見等は発信できないものとする。

- (1) 本会議及び委員会等の会議情報
- (2) 町議会の活動に関する情報
- (3) その他、議会広報特別委員会が認める情報

7 利用方法

紀美野町議会からの情報発信を目的としているため、投稿記事に対する「シェア」や「いいね」等、個別の返信は、原則行わない。

また、投稿記事が不適切なものと判断した場合は、利用者に断りなく、その内容の全部または一部削除、一時的にページを非公開とすることができる。

8 掲載禁止事項

投稿者及び利用者は、次の各号における事項を掲載してはならない。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの

- (4) 著作権、商標権、肖像権など町または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 町議会に関する事項以外の広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良な風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報をも特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) フェイスブックの利用規約に反するもの
- (14) その他、運用上、他人に不利益を与えるなど管理者が不適切と判断したもの

9 知的財産権

掲載している個々の情報（テキスト、写真等）に関する知的財産権は、紀美野町議会または原作者に帰属し、その内容については、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

10 免責事項

- (1) 紀美野町議会は、利用者が掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切責任を負わない。
- (2) 紀美野町議会は、利用者間、もしくは利用者と第三者間のトラブルによって利用者または第三者に生じた損害について、いかなる場合でも一切責任を負わない。
- (3) 上記のほか、紀美野町議会は当ページに関連する事項に起因または関連して生じた損害について、いかなる場合でも一切責任を負わない。
- (4) 紀美野町議会は、予告なく運用指針の変更や運用方法の見直し、または当ページの運用を中止する。

11 個人情報

当ページにおいて紀美野町議会が掲載する情報については、個人情報の漏えいがないように適切に対処する。

12 その他

その他、本指針に定めのない事項に関しては、必要に応じて議会広報特別委員会が定めるものとする。

この運用指針は、令和5年4月1日から運用する。

令和5年5月12日 議会広報特別委員会設置により一部改め。